

平成 22 年 4 月 1 日

プレスリリース

社団法人 海外環境協力センター

カーボン・オフセット認証制度実施規則に係る意見募集の結果 および改定後の制度文書類の公表について(お知らせ)

- 平成21年3月に環境省より公表された「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver. 1.0)」(以下、認証基準)を受け、気候変動対策認証センターは、同年4月30日に、各界の専門家で構成される運営委員会を開き、その審議結果に基づき当制度が開始されました。
- 認証制度の開始により、昨日までの間に付与された認証件数は31件(事業者数は21社)となりましたが、審議過程等で制度改善の必要性が提起されたのを受け、カーボン・オフセット認証制度に関する文書類改定につき検討を進めてまいりました。文書改定にあたっては、各界の専門家等による審議や平成22年3月9日から23日までのご意見募集(パブリックコメント)を実施し、いただいたご意見への対応について検討いたしましたので、その結果を公表いたします。
- また、平成22年4月に環境省より公表された改定後の認証基準を受け、気候変動対策認証センターでは、カーボン・オフセット認証制度実施規則等のその他の文書類の改定を同日付で公表いたします。

1. カーボン・オフセット認証制度実施規則に関するご意見募集の結果

(1) ご意見募集の概要

カーボン・オフセット認証制度実施規則(案)について、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

- 募集期間:平成 22 年 3 月 9 日(火)~平成 22 年 3 月 23 日(火)
- 告知方法:気候変動対策認証センターホームページ等
- 意見提出方法:電子メール、郵送、FAX のいずれか

(2) 提出されたご意見数

意見提出者数:1 名・団体
のべ意見数:3 件

(3) 提出されたご意見の概要及びそれに対する考え方について
別紙のとおりです。

2. 改定後の制度文書類の公表について

(1) 改定される文書について

平成 22 年 4 月 1 日より、カーボン・オフセット認証制度における制度文書が改定されます。改定される主な文書は以下の通りです。詳細は、<http://www.4cj.org/label/index.html> をご覧ください。

- カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 Ver1.1
- カーボン・オフセット認証制度実施規則
- カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用等規程
- カーボン・オフセット認証制度実施要領
- カーボン・オフセット認証制度申請様式類
- カーボン・オフセット認証制度手数料
等

(2) 主な改定点

主な改定点は以下の通りです。

- ① 認証のタイミング
仮認証の導入により、オフセット済み認証の概念を拡大しました。
- ② 認証単位の設定
一定の条件を満たすことで、複数の商品等を一申請として申請することが可能になりました。
- ③ 申請・変更申請・有効期間満了報告の手続き
申請→認証(→変更申請)→報告に至るフローを整合・簡略化しました。
- ④ 有効期間の統一
参加者登録における期間設定を廃止することにより、有効期間については認証有効期間のみに統一しました。

(3) 移行措置

実施規則改定にあたり、当面の間は改定前文書に基づく旧制度(旧実施規則(改 2 までを指す))による申請と、改定後文書に基づく新制度(本日発効の実施規則(改 3 を指す))による申請のいずれをも受付いたしますが、移行期間終了後は、新制度による申請のみを受付することとなりますのでご注意ください。詳細は、<http://www.4cj.org/index.html> をご覧ください。

3. 関連情報

カーボン・オフセット認証制度に関する関連情報につきましては、以下のホームページにおいて掲載しております。

- [環境省 カーボン・オフセットのページ](#)
- [カーボン・オフセットフォーラムのホームページ](#)
- [気候変動対策認証センターのホームページ](#)

[本プレスリリースに関する問合せ先]

気候変動対策認証センター(CCCCJ)事務局

社団法人 海外環境協力センター(OECC)内

TEL: 03-5425-3744 / FAX: 03-5425-3745

E-mail: offset@4cj.org / URL: <http://www.4cj.org>

担 当: 佐々木、細埜

別紙

| 該当箇所 | ご意見の内容 | ご回答 |
|--|---|--|
| 第 21 条第 1 項 認証の有効期間について | 認証Aの権利期間中に、認証Aと同内容の認証 B を申請し、有効期間開始日は、認証Aの権利終了期間後(認証決定日から1年以内)に設定する事は可能と解釈して良いか。 (例)認証Aが2011年4月まで権利期間。同内容の申請Bを、2010年8月申請して、開始日を2011年5月からとする。 | 有効期間開始日は認証決定日から1年以内であれば、申請者が決定できることとなっております。(21条) 例にあげていただきましたように、申請Aの有効期間終了に合わせて申請Bの有効期間開始日を設定していただくことは可能です。 |
| 第 21 条第 3 項 未使用クレジットの利用について | 認証を受けた案件において実施された無効化の効果の未使用分(カーボン・オフセットに使用していない分)に関しては、その認証有効期間終了後は、他の案件に使用できる必要がある。 (理由)できる限りカーボン・オフセットに使用するべきである。 | 専門家の意見には未使用分を再利用するのは望ましくないという意見があることから、新規則においては、オフセット済み認証のうち未使用分が極力生じないように工夫することが可能な仮認証の仕組みを設けております。そのため、今後の申請分においては、未使用分を新たな案件に利用することはできなくなります。しかしながら旧実施規則(改定2までを指す)にて事後認証時で認証取得をされた方には移行措置を設けております。詳しくは付属書Dをご参照ください。 |
| 旧 21 条 更新について | 更新手続きの削除について。更新は必要。更新により同じ認証番号が継続して使用できること。また実施した無効化効果も引き継げる事が必要。(理由)更新時の関係する変更を最小限に留め、経済的損失をなるべく無くす事、及び混乱を避ける為。 | 継続して認証取得された場合、認証番号は継続使用いただく方向性で調整中です。ただし、無効化効果の引き継ぎについては付属書Dにより対応いただくこととなります。 |
| 第 30 条 ラベルの表示方法について | 「誤解を招く行為」について。申請者とオフセット主体者が違う場合において、ラベルの近くにオフセット主体者名しかない場合に該当するかどうかについては、できる限り申請者名の記載も行うものとするが、認証番号がある事によりラベル申請者(責任者)の識別は可能であり、次のケースでは例外処置を認めて欲しい。申請者名の表記が本来のオフセット主体者の製品使用目的に影響し、商慣習上認められないケース(①オフセット主体者の製品を使って申請者の宣伝になっていると見られる、②オフセット主体者のステークホルダーと申請者がコンペチターの関係にある③表示スペースが無い等)。 | ラベルが添付された商品等を消費者等の第三者が見た際に、誰が認証を取得しているかをわかりやすくすることは消費者保護の観点から非常に重要であるとの専門家等のご意見を踏まえ、消費者等の第三者に誤解を生じないようにするためにラベルには認証取得者名を明記いただくことになりました。一方で、多様なニーズにお応えできるよう共同申請の枠組みを整えることにより、オフセット主体者が簡便な方法により追加的に認証取得することを可能にしております。 |